

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
会計監査人による平成22事業年度会計監査契約	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年11月5日	有限責任 あずさ監査法人 (東京都新宿区津久戸町)	独立行政法人通則法第39条により、会計監査人の監査を受けるため、国土交通大臣より選任された会計監査人と監査契約を締結するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	31,185,000	-	-	独立行政法人通則法第39条により、会計監査人の監査を受けるため、国土交通大臣より選任された会計監査人と監査契約を締結するものである。	1	
矢木沢発電所 矢木沢ダム関係道路(共用区間)除雪委託 群馬県利根郡みなかみ町藤原字矢木沢地内 平成22年12月16日～平成23年3月31日 その他の工事	分任契約職 沼田総合管理所長 青木美樹 (群馬県沼田市上原町1682番地)	平成22年12月9日	東京電力(株)群馬支店 渋川支社 (群馬県渋川市石原)	「矢木沢ダム関係道路の維持等に関する協定書」による(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	12,928,184	12,928,184	100.0%	-	「矢木沢ダム関係道路の維持等に関する協定書」による	12	
平成22年度愛知用水管路設備整備等業務 (愛知県春日井市外) 平成22年10月21日～平成23年3月18日 その他の工事	分任契約職 愛知用水総合管理所長 小酒井徹 (愛知県愛知郡東郷町)	平成22年10月20日	愛知用水土地改良区 (愛知県大府市中央町)	当該土地改良区は、愛知用水の管理開始当初から支線水路を管理するとともに、愛知県の補助事業も実施してきており、支線水路隣接地権者等の地元状況に精通し、受益農家や隣接地権者等からの苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができることから、本業務を適切かつ円滑に実施できる唯一の者である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	67,725,000	67,725,000	100.0%	-	当該土地改良区は、愛知用水の管理開始当初から支線水路を管理するとともに、愛知県の補助事業も実施してきており、支線水路隣接地権者等の地元状況に精通し、受益農家や隣接地権者等からの苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができることから、本業務を適切かつ円滑に実施できる唯一の者である。	12	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年12月1日	日本環境安全事業(株) 豊田事業所 (愛知県豊田市細谷町)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うもの。本件の契約相手方は中部地方においてポリ塩化ビフェニル廃棄物処理を実施している唯一の業者である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,511,200	-	-	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うもの。本件の契約相手方は中部地方においてポリ塩化ビフェニル廃棄物処理を実施している唯一の業者である。	12	

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12